

熊本市第 7 次総合計画
基本計画中間見直し素案
【3 章 3、5 節及び 4 章 抜粋】
(新旧対照表)

令和元年（2019 年）11 月

改正後（案）	現行	改正理由
熊本市基本計画	熊本市基本計画	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">（復）熊本地震の影響に伴う修正（公）市長マニフェスト関連（ア）復興アドバイザーの提言を踏まえ修正（時）時代潮流の変化等に伴う修正（実）他計画や事業等の実態に即した修正（文）文言の修正

改正後（案）	現行	改正理由
目次	目次	
I 計画の前提 1	I 計画の前提 1	
1 計画の意義と役割 2	1 計画の意義と役割 2	
2 計画の期間と対象 2	2 計画の期間と対象 2	
3 将来指標（人口・世帯数） 3	3 将来指標（人口・世帯数） 3	
II 都市整備の方針 4	II 都市整備の方針 5	
1 都市整備の方針の基本的視点 5	1 都市整備の方針の基本的視点 6	
2 都市空間の構成方針 5	2 都市空間の構成方針 6	
3 市街地の形成方針 7	3 市街地の形成方針 8	
4 多核連携都市の実現に向けて 8	4 多核連携都市の実現に向けて 9	
III 区における自主自立のまちづくり 9	III 区における自主自立のまちづくり 11	
IV 熊本地震からの復旧復興 11		
1 被災者の生活再建に向けたトータルケア 12		
2 防災・減災のまちづくり 12		
3 熊本地震の記録と記憶の伝承 12		
IV V まちづくりの重点的取組 13	IV まちづくりの重点的取組 13	
1 安心して暮らせるまちづくり 14	1 安心して暮らせるまちづくり 14	
2 ずっと住みたいまちづくり 14	2 ずっと住みたいまちづくり 14	
3 訪れてみたいまちづくり 15	3 訪れてみたいまちづくり 15	


改正後（案）	現行	改正理由
<p>ⅤⅥ 分野別施策 ————— 16</p> <p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現 — 17</p> <p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進 ————— 22</p> <p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実 — 33</p> <p>第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興 ————— 49</p> <p>第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応 59</p> <p>第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信 ————— 69</p> <p>第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興 ————— 78</p> <p>第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実 ————— 86</p> <p>ⅥⅦ 危機管理 ————— 108</p>	<p>Ⅴ 分野別施策 ————— 17</p> <p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現 — 19</p> <p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進 ————— 25</p> <p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実 — 37</p> <p>第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興 ————— 53</p> <p>第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応 63</p> <p>第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信 ————— 73</p> <p>第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興 ————— 81</p> <p>第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実 ————— 89</p> <p>Ⅵ 危機管理 ————— 111</p>	
<p>Ⅶ 震災復興計画 —————</p>	<p>Ⅶ 震災復興計画 ————— 115</p>	
<p>Ⅷ 総合計画を推進するために ————— 116</p>	<p>Ⅷ 総合計画を推進するために ————— 153</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>IV V まちづくりの重点的取組</p> <p>めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共にともに次の項目に優先的に取り組みます。</p> <p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり</p>	<p>IV まちづくりの重点的取組</p> <p>めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。</p> <p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり</p>	<p>後期計画における重点的取組を踏まえ、基本構想との整合を図るため加筆修正。</p> <p>後期計画期間における重点的取組</p> <p>①復旧復興と防災・減災のまちづくり</p> <p>②教育・文化の質の向上</p> <p>③健康寿命の延伸</p> <p>④交通の利便性向上</p> <p>⑤市民所得の向上と雇用の創出</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(1) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。 次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や教育環境を充実させます。 ア 安心して子育てができる少子化対策の推進 保育所入所待機児童ゼロの取組や病児・病後児童保育など多様なニーズに対応した保育サービスの提供、子育てに係る経済的負担の軽減や子育て不安の解消、仕事と子育て両立支援や障がい児支援、児童虐待防止体制の強化 など イ 子どもたちがいきいきと育つ環境整備 ICTの導入による学習に集中できる環境整備や学力の向上対策、いじめや不登校など子どもや保護者の悩みに寄り添うことができる体制づくり、子どもの貧困対策、放課後児童対策の強化、生涯学習の充実、教職員の働き方改革 など</p> <p>(2) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。 人生100年時代を見据え、だれもが生きがいをもって暮らすことができる地域社会の仕組みをつくります。 ア 多様な世代が生きがいをもって豊かに暮らせる自主自立のまちづくり 地域団体との連携強化や支援の充実、地域団体の後継者育成などのまちづくり支援機能の強化、市民公益活動の推進 など イ 健康で暮らしやすい生活都市お互いに支え合う地域のつながりづくり 子どもから高齢者まで住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムの深化・推進構築、校区単位の健康まちづくりなど生涯を通じた健康づくり、住民同士で支え合う地域福祉活動地域の防犯・防災活動団体への支援強化 など</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり</p> <p>(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。 中心市街地と地域拠点を利用性の高い公共交通などで結んだ多核連携都市を形成します。 ア 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり 中心市街地と地域拠点での商業・医療など暮らしに必要な機能の維持・確保、利用性の高い公共交通沿線での人口密度の維持 歩いて楽しめる都市空間の創出 など イ 交通利便性が高い市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり 市電やバスなど基幹公共交通軸の形成、日常生活を支えるバス路線網の再編・運行体制の見直し、公共交通空白・不便地域へのコミュニティ交通の導入・維持、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせと幹線道路網の整備による交通渋滞対策 など</p> <p>(2) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。 成長産業の振興や企業誘致の推進などによる地域経済を活性化させ、市民所得の向上につなげますの発展に努めます。 ア 地域経済を支える地場産業の振興 産学官や産業間連携による食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブ産業などの成長産業の創出や、中小・小規模事業者の事業承継への支援、全国屈指の生産額を誇る農水産業の振興、経営支援、中小企業支援、商店街の魅力向上やにぎわいの創出 外国人材の活躍推進 など</p>	<p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(1) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。 次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や教育環境を充実させます。 ア 安心して子育てができる少子化対策の推進 保育所入所待機児童ゼロの取組や病児・病後児童保育など多様なニーズに対応した保育サービスの提供、子育てにかかる経済的負担の軽減や子育て不安の解消、仕事と子育て両立支援や障がい児支援、児童虐待防止 など イ 子どもたちがいきいきと育つ環境整備 学習に集中できる環境整備や学力の向上対策、いじめや不登校など子どもや保護者の悩みに寄り添うことができる体制づくり、放課後児童対策の強化 など</p> <p>(2) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。 生きがいをもって暮らすことができる地域社会の仕組みをつくります。 ア 多様な世代が生きがいをもって暮らせるまちづくり 地域団体との連携強化や支援の充実、地域団体の後継者育成などのまちづくり支援機能の強化 など イ お互いに支え合う地域のつながりづくり 子どもから高齢者まで住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築、地域の防犯・防災活動団体への支援強化 など</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり</p> <p>(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。 中心市街地と地域拠点を利用性の高い公共交通などで結んだ多核連携都市を形成します。 ア 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり 中心市街地と地域拠点での商業・医療など暮らしに必要な機能の維持・確保、利用性の高い公共交通沿線での人口密度の維持 など イ 市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり 市電やバスなど基幹公共交通軸の形成、日常生活を支えるバス路線網の再編、公共交通空白・不便地域へのコミュニティ交通の導入・維持 など</p> <p>(2) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。 成長産業の振興や企業誘致の推進などによる地域経済の発展に努めます。 ア 地域経済を支える地場産業の振興 産学官や産業間連携による食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブ産業などの成長産業や全国屈指の生産額を誇る農水産業の振興、経営支援、中小企業支援、商店街の魅力向上やにぎわいの創出 など</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>イ 安定した雇用の創出 就職・就業支援や職業訓練などによる新たな技術革新に対応できる産業人材の育成・還流、創業支援や企業誘致の推進などによる雇用の創出、農水産業における担い手の育成 など</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり</p> <p>(1) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。 多くの人が集う、九州中央の交流とにぎわいの拠点都市をつくります。 ア 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信 熊本城の着実な復旧と公開、などの観光資源の魅力の向上と発信、ストーリー性を持たせた観光ルートの設定、おもてなし向上など熊本城及び水前寺江津湖公園などの観光客の受入れ体制環境整備 データ分析に基づく観光戦略 など イ 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり 熊本の特性をいかしたMICEやスポーツ大会学会・大会やコンサートなどの誘致、国内外との交流促進 多文化共生のまちづくり など</p> <p>(2) 人と自然がと共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。 地下水や自然環境を守り育み、「地下水都市・熊本」・「森の都」を発信するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信します。 ア 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり 恵まれた地下水の質と量の保全、くまもと水ブランドの発信、市域に残る自然環境の保全や新たな緑の創出 プラスチック対策の推進 など イ 安全で良質な農水産物の魅力発信 ICTやAI技術を活用したスマート農業の推進、安全・安心で良質な熊本の農水産物の発信、6次産業化、高付加価値化、ブランド化による国内外への販路拡大、東アジアなどへの輸出促進 など</p>	<p>イ 安定した雇用の創出 就職・就業支援や職業訓練などによる産業人材の育成、創業支援や企業誘致の推進などによる雇用の創出、農水産業における担い手の育成 など</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり</p> <p>(1) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。 多くの人が集う、九州中央の交流とにぎわいの拠点都市をつくります。 ア 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信 熊本城などの観光資源の魅力の向上と発信、ストーリー性を持たせた観光ルートの設定、おもてなし向上など観光客の受入れ体制整備 など イ 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり 学会・大会やコンサートなどの誘致、国内外との交流促進 など</p> <p>(2) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。 地下水や自然環境を守り育み、「地下水都市・熊本」・「森の都」を発信するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信します。 ア 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり 恵まれた地下水の質と量の保全、市域に残る自然環境の保全や新たな緑の創出 など イ 安全で良質な農水産物の魅力発信 安全・安心で良質な熊本の農水産物の発信、6次産業化、高付加価値化、ブランド化による販路拡大、東アジアなどへの輸出促進 など</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p style="text-align: center;">ⅤⅥ 分野別施策</p> <p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現（略）</p> <p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進（略）</p> <p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実</p> <p>第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</p> <p>第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応（略）</p> <p>第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信（略）</p> <p>第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興（略）</p> <p>第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実（略）</p>	<p style="text-align: center;">Ⅴ 分野別施策</p> <p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現（略）</p> <p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進（略）</p> <p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実</p> <p>第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</p> <p>第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応（略）</p> <p>第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信（略）</p> <p>第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興（略）</p> <p>第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実（略）</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実</p>  <p>今日の社会では、ストレスなど心身の健康を阻害する要因が多様化している一方で、感染症などへの市民不安も高まっています。また、少子高齢化の一層の進展が見込まれる中、住み慣れた地域で暮らすための様々な保健・医療・福祉サービスが求められています。さらに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家庭環境の多様化、就労状況の変化などにより、家庭や地域における子育て力が低下し、育児支援を受けることが難しく、出産や子育てに対して不安や負担感を持つ人が増加しています。</p> <p>このような中、人生100年時代を見据えて、全てのライフステージにおいて、市民の健康づくりの意識を高めていくことが重要となっています。であり、また、新型インフルエンザなどの新興感染症などから市民を守るために対処するための健康危機管理体制を充実させ、適切な医療サービス体制を確保することが必要です。さらに、高齢者、障がいのある人など、全ての人を地域全体で支援する体制を構築するとともに、子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境をつくり、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策支援が必要となっています。</p> <p>そこで、乳幼児子どもから高齢者までだれもが、生涯を通じて健やかに生きがいを持って暮らせるよう、国民健康保険など社会保障制度の適正な運営はもとより、市民一人ひとりの状況や特性に応じたきめ細かな保健・医療・福祉サービスを一体的に提供するとともに、市民や地域の自主的地域における主体的な健康づくりや福祉活動の推進を支援しますすることで、自主自立のまちづくりの理念のもと、だれもが役割を持ち、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。</p> <p>特にまた、人口減少や少子化の改善に向け、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、保育サービスの充実など多様なニーズに応じた子育て支援に取り組みます。</p> <p>政策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康づくりの推進 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり 社会保障制度の適正な運営 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 	<p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実</p> <p>今日の社会では、ストレスなど心身の健康を阻害する要因が多様化している一方で、感染症などへの市民不安も高まっています。また、少子高齢化の一層の進展が見込まれる中、住み慣れた地域で暮らすための様々な保健・医療・福祉サービスが求められています。さらに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て力が低下し、育児支援を受けることが難しく、出産や子育てに対して不安や負担感を持つ人が増加しています。</p> <p>このような中、全てのライフステージにおいて、健康づくりの意識を高めていくことが重要となっています。また、新型インフルエンザ等の新興感染症などから市民を守るため健康危機管理体制を充実させ、適切な医療サービス体制を確保することが必要です。さらに、高齢者、障がいのある人など、全ての人を地域全体で支援する体制を構築するとともに、子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境をつくり、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策が必要となっています。</p> <p>そこで、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健やかに生きがいを持って暮らせるよう、市民一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保健・医療・福祉サービスを提供するとともに、市民や地域の自主的な健康づくりや福祉活動を支援します。</p> <p>特に、人口減少や少子化の改善に向け、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、保育サービスの充実など多様なニーズに応じた子育て支援に取り組みます。</p> <p>政策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康づくりの推進 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり 社会保障制度の適正な運営 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 	<p>(時) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代潮流を踏まえた文言修正 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「人生100年時代構想会議」での議論を踏まえ記載を修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が目指す姿である地域共生社会の考え方を追記

改正後（案）	現行	改正理由																																				
<p>第3節 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり</p> <p>現状と課題 本市の高齢化率は年々上昇し、人生100年時代を見据え、要介護者やひとり暮らし高齢者に対する地域での支援の必要性が高まっており、医療と介護の専門職同士の連携や認知症高齢者の生活を支える仕組みなど、地域全体で支える体制づくりが重要です。 また、障がいのある人に対し、総合的な支援を行うためには、障がいに対する正しい理解のもと地域全体で支え合う環境づくりが必要であるとともに、相談体制の充実や適切な障害福祉サービスの提供が必要です。 さらに介護や育児など、複数の分野にまたがる課題を抱える世帯への支援も必要であり、こうした様々な課題に対応するためには、福祉団体や関係機関とともに、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進するための体制づくりが求められています。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉活動の支援推進 2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援 3 障がいのある人の自立支援 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="154 976 1187 1186"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)</td> <td>%</td> <td>78.46</td> <td>78.46</td> <td>78.46</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数</td> <td>人</td> <td>41 (H26)</td> <td>63 112</td> <td>63 117</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46	就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	63 112	63 117	<p>第3節 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり</p> <p>現状と課題 本市の高齢化率は年々上昇しており、今後も更なる高齢化の進行が見込まれる中、要介護者や単身・高齢者のみの世帯に対する地域での支援の必要性が高まっています。 また、障がいのある人は年々増加傾向にあり、多様な支援と生涯を通した一貫したサービスが求められるとともに、だれもが互いに尊重し合いながら共に暮らしていける社会の推進に当たり、地域での支援の必要性が高まっています。 そこで、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年を見据え、医療と介護の専門職同士の連携や認知症高齢者の生活を支える仕組みなど、地域全体で支援が必要な高齢者を支える体制づくりが重要です。 また、障がいのある人に対し総合的な支援を行うためには、地域社会における正しい理解のもと地域全体で支え合う環境づくりが必要であるとともに、相談体制の充実や適切な障がい保健福祉サービスの提供に努める必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉活動の支援 2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援 3 障がいのある人の自立支援 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 976 2217 1186"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)</td> <td>%</td> <td>78.46</td> <td>78.46</td> <td>78.46</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数</td> <td>人</td> <td>41 (H26)</td> <td>63</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46	就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	63	63	<p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況や課題を踏まえ記載を修正 ・様々な地域課題に対応するため、地域全体で福祉活動を推進する体制づくりの必要性について記載 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績を踏まえ上方修正
			単位	検証値																																		
	H27	H31		H35																																		
65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46																																		
就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	63 112	63 117																																		
	単位	検証値																																				
		H27	H31	H35																																		
65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46																																		
就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	63	63																																		


改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる健康環境づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 地域福祉活動の支援推進</p> <p>2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援</p> <p>3 障がいのある人の自立支援</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 地域福祉活動推進の体制づくりの担い手への支援強化</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムの構築深化・推進</p> <p>(3) 高齢者の健康と生きがいがづくり</p> <p>(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上</p> <p>(5) 障がいへの理解促進と権利擁護に関する相互理解の促進</p> <p>(6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・地域で暮らすために必要な支援の提供充実</p> <p>(7) 安心して暮らせる生活環境の整備を営み社会参加できる環境づくり</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 地域福祉活動推進の体制づくりの担い手への支援強化】</p> <p>ア 社会福祉協議会などと連携し、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進します。</p> <p>イ 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員などの活動を支援します。</p> <p>【(2) 地域包括ケアシステムの構築深化・推進】</p> <p>ア 医療・介護専門職など職種間の連携強化を図り、在宅医療・介護サービス体制の構築を進めます。</p> <p>イ 認知症高齢者やその家族への支援を充実させるとともに、認知症に対する理解の浸透を図ります。高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症に対する理解の浸透や成年後見人制度の利用促進を図るなど、高齢者の権利擁護を推進し、虐待防止に取り組みます。</p> <p>ウ 高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスにおける自立支援・重度化防止に向けた取組を強化するほか、卒ひとり暮らし高齢者などへの福祉サービスを適切に提供するとともに、地域や民間事業者などと連携した支援を推進します。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる健康づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 地域福祉活動の支援</p> <p>2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援</p> <p>3 障がいのある人の自立支援</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 地域福祉活動の担い手への支援強化</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>(3) 高齢者の健康と生きがいがづくり</p> <p>(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上</p> <p>(5) 障がいに関する相互理解の促進</p> <p>(6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・支援の提供</p> <p>(7) 安心して生活を営み社会参加できる環境づくり</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 地域福祉活動の担い手への支援強化】</p> <p>ア 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を支援します。</p> <p>【(2) 地域包括ケアシステムの構築】</p> <p>ア 医療・介護専門職など職種間の連携強化を図り、在宅医療・介護サービス体制の構築を進めます。</p> <p>イ 認知症高齢者やその家族への支援を充実させるとともに、認知症に対する理解の浸透を図ります。</p> <p>ウ 高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスやひとり暮らし高齢者などへの福祉サービスを適切に提供します。</p>	<p>(時)</p> <p>・「地域共生社会」の実現に向けた取組を追記</p> <p>(実)</p> <p>・第7期はつらつプランを踏まえた文言修正</p> <p>・高齢者に係る権利擁護・虐待防止に関する取組を明確化</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 高齢者の健康と生きがいづくり】</p> <p>ア 高齢者が健康で生涯現役として自分らしく活躍し続けられるよう、多様な就労や社会参加の機会を提供します。</p> <p>イ 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域での健康づくりや介護予防の取組を推進します。</p> <p>【(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上】</p> <p>ア 要介護認定の迅速化、介護サービス従事者の質的向上や介護人材の確保などに取り組みます。</p> <p>イ 介護施設などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。</p> <p>【(5) 障がいへの理解促進と権利擁護に関する相互理解の促進】</p> <p>ア 障がいのある人に対する偏見や差別意識を無くし、相互理解を深めるため、正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。</p> <p>イ 市民による障がい者支援の活動が促進されよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進及び虐待防止に取り組みます。</p> <p>【(6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・地域で暮らすために必要な支援の提供充実】</p> <p>ア 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、関係機関・団体などとの連携を強化し、障がいの特性に応じた相談支援体制の充実を図るとともに、円滑な障害福祉サービスなどの提供に努めます。相談支援事業所、福祉サービス事業所など関係機関との連携強化により、障がいのある人が身近な場所で適切な支援を受けられるよう、地域の相談体制づくりを進めます。</p> <p>イ 障がいのある人が地域で生活できるように、障害福祉サービス事業者などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。</p> <p>ウ 障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。</p> <p>エウ 重度の障がいのある人など医療的ケアを必要とする人や難病患者や重度障がいのある人への医療機関と連携した支援の充実を図ります。</p> <p>オ 障がいのある人の雇用に関する企業意識の高揚を図り、就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。</p> <p>カ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動を通して社会参加できる機会を積極的に提供します。</p> <p>【(7) 安心して暮らせる生活環境の整備を営み社会参加できる環境づくり】</p> <p>ア 災害時に障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域と協力し、障がいの特性に配慮した災害時における支援や安全に避難できるように、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進めます。の確保、防犯対策を推進します。</p> <p>イ 障がいのある人が必要な情報が得られるよう、障がいの特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。の雇用に関する企業意識の高揚を図り、就労機会の拡大、職場環境の整備を促進します。</p> <p>ウ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動を通して社会参加できる機会を積極的に提供します。</p>	<p>【(3) 高齢者の健康と生きがいづくり】</p> <p>ア 高齢者の健康で活力ある暮らしを支えるため、就労や社会参加の機会を提供します。</p> <p>イ 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域での健康づくりや介護予防の取組を推進します。</p> <p>【(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上】</p> <p>ア 要介護認定の迅速化、介護サービス従事者の質的向上や介護人材の確保などに取り組みます。</p> <p>【(5) 障がいに関する相互理解の促進】</p> <p>ア 障がいのある人に対する偏見や差別意識を無くし、相互理解を深めるため、正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。</p> <p>イ 市民による障がい者支援の活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。</p> <p>【(6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・支援の提供】</p> <p>ア 相談支援事業所、福祉サービス事業所など関係機関との連携強化により、障がいのある人が身近な場所で適切な支援を受けられるよう、地域の相談体制づくりを進めます。</p> <p>イ 障がいのある人が地域で生活できるように、障害福祉サービスなどの充実を図ります。</p> <p>ウ 医療的ケアを必要とする難病患者や重度の障がいのある人への医療機関と連携した支援の充実を図ります。</p> <p>【(7) 安心して生活を営み社会参加できる環境づくり】</p> <p>ア 災害時に障がいのある人が安全に避難できるように、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進めます。</p> <p>イ 障がいのある人の雇用に関する企業意識の高揚を図り、就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。</p> <p>ウ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動を通して社会参加できる機会を積極的に提供します。</p>	<p>(ア) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ジェロントロジー」の視点を踏まえ記載を修正。 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への虐待行為等防止するため介護施設等の指導監査を追記 <p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活プランと整合を図るため修正 ・障がい者の権利擁護・虐待防止に関する取組を明確化 <p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活プランと整合を図るため修正 ・事業所等への指導監査の徹底や、雇用に関する企業意識の高揚を追記 <p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活プランと整合を図るため修正 ・災害時の支援体制について追記

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第5節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり</p> <p>現状と課題 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、家庭環境の多様化により、子育て世帯が孤立することで子育てに不安を抱えるなど、子どもと親を取り巻く環境はますます依然として厳しいものとなっています。 加えて、若年層の雇用状況の低迷や仕事と子育ての両立の困難さなどを背景に、未婚化、晩婚化、出生率の低迷などに伴う少子化が進行しています。 また、障がい、児童虐待、子どもの貧困など、子ども本人や家庭の状況その他の事情により、社会的に支援の必要性が高い子どもたちが顕在化しています。 そこで、若年層が心理的・経済的な不安や負担感なく、安心してがなくなるよう、「結婚・妊娠・出産・子育て」ができるような切れ目のない支援が必要です。 また、社会的に支援が必要な子どもや家庭に対して、個々の事情に応じた支援を適切に講じる必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="172 907 1169 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生数(暦年)</td> <td>人</td> <td>7,039 (H26)</td> <td>7,000 以上</td> <td>7,000 以上</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上	<p>第5節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり</p> <p>現状と課題 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、子育て世帯が孤立化することで子育てに不安を抱えるなど、子どもと親を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。加えて、若年層の雇用状況の低迷や仕事と子育ての両立の困難さ等も背景に、未婚化、晩婚化、出生率の低迷などに伴う少子化が進行しています。 また、障がい、児童虐待、子どもの貧困など、子ども本人や家庭の状況その他の事情により、社会的に支援の必要性が高い子どもたちが顕在化しています。 そこで、若年層が心理的・経済的な不安や負担感なく、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができるような支援が必要です。 また、社会的に支援が必要な子どもや家庭に対して、個々の事情に応じた支援を適切に講じる必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1228 907 2226 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生数(暦年)</td> <td>人</td> <td>7,039 (H26)</td> <td>7,000 以上</td> <td>7,000 以上</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上	<p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会背景を踏まえ、家庭環境の多様化や切れ目のない支援の必要性について追記
			単位	検証値																								
	H27	H31		H35																								
出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上																								
	単位	検証値																										
		H27	H31	H35																								
出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>安心して子どもを産み育てられる環境づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 結婚支援の推進 結婚や妊娠に関する希望の実現への支援</p> <p>(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施</p> <p>(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実</p> <p>(4) 保育サービス及び幼児教育の充実</p> <p>(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減</p> <p>(6) 仕事と子育ての両立支援</p> <p>2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援</p> <p>(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援</p> <p>(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進</p> <p>(9) 子どもの貧困対策の推進</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 結婚支援の推進 結婚や妊娠に関する希望の実現への支援】</p> <p>ア 若年層や未婚者に対する結婚から子育てまでに関する情報の提供や出会いの機会につながる支援を行います。</p> <p>イ 妊娠や不妊などの相談・支援を行います。</p> <p>【(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施】</p> <p>ア 母子保健相談・指導事業や健康診査などの母子保健対策を適切に実施します、子どもの健やかな成長を支援します。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>安心して子どもを産み育てられる環境づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 結婚支援の推進</p> <p>(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施</p> <p>(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実</p> <p>(4) 保育サービス及び幼児教育の充実</p> <p>(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減</p> <p>(6) 仕事と子育ての両立支援</p> <p>2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援</p> <p>(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援</p> <p>(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 結婚支援の推進】</p> <p>ア 若年層や未婚者に対する結婚から子育てまでに関する情報の提供や出会いの機会につながる支援を行います。</p> <p>【(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施】</p> <p>ア 母子保健相談・指導事業や健康診査などの母子保健対策を適切に実施します。</p>	<p>(実)</p> <p>・結婚＝少子化対策ではなく、結婚支援だけにとどまることなく支援を行う必要があるため修正</p> <p>(文)</p> <p>・文言修正</p> <p>(実)</p> <p>・結婚＝少子化対策ではなく、結婚支援だけにとどまることなく支援を行う必要があるため修正、追記</p> <p>(文)</p> <p>・文言修正</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実】</p> <p>ア 子育て支援センターなどを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。</p> <p>イ 子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援・育成を図り、地域との連携協力を推進します。</p> <p>【(4) 保育サービス及び幼児教育の充実】</p> <p>ア 待機児童の解消に向け、保育の量の拡充とともに、それを支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。</p> <p>イ 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所・幼稚園などにおける保育サービスの充実を図ります。</p> <p>ウ 児童福祉施設などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。</p> <p>【(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減】</p> <p>ア 児童手当の支給を行うとともに、や子ども医療費の助成など経済的支援を行いませ充実させます。</p> <p>【(6) 仕事と子育ての両立支援】</p> <p>ア 子育てしやすい職場環境の整備促進や、父親の育児参加を支援します。</p> <p>【(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援】</p> <p>ア 児童虐待の発生予防、や早期発見及びのため、より専門性の高い相談体制を構築し、児童や保護者への適切な支援を行いま強化します。</p> <p>イ 里親の拡充及び児童養護施設などの小規模化などを進めるとともに、里親制度をさらに推進し、家庭的な養育環境の整備を図ります。</p> <p>ウ 障がい又は障がいの疑いのある子どもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。</p> <p>【(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進】</p> <p>ア ひとり親家庭への子育て・生活支援や就業支援、経済的支援などの充実を図り、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。</p> <p>【(9) 子どもの貧困対策の推進】</p> <p>ア 学習機会の充実を図り、子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成のための支援を行います。</p> <p>イ 子どもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、子どもの居場所づくりに取り組みます。</p> <p>ウ 生活に困難を抱える子どもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに、地域や関係機関との連携強化を図ります。</p>	<p>【(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実】</p> <p>ア 子育て支援センターなどを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。</p> <p>イ 子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援・育成を図り、地域との連携協力を推進します。</p> <p>【(4) 保育サービス及び幼児教育の充実】</p> <p>ア 待機児童の解消に向け、保育の量の拡充とともに、それを支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。</p> <p>イ 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所・幼稚園などにおける保育サービスの充実を図ります。</p> <p>【(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減】</p> <p>ア 児童手当の支給を行うとともに、子ども医療費の助成など経済的支援を充実させます。</p> <p>【(6) 仕事と子育ての両立支援】</p> <p>ア 子育てしやすい職場環境の整備促進や、父親の育児参加を支援します。</p> <p>【(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援】</p> <p>ア 児童虐待の発生予防、早期発見及び児童への適切な支援を行います。</p> <p>イ 里親の拡充及び児童養護施設などの小規模化を推進し、家庭的な養育環境の整備を図ります。</p> <p>ウ 障がい又は障がいの疑いのある子どもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。</p> <p>【(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進】</p> <p>ア ひとり親家庭への子育て・生活支援や就業支援、経済的支援などの充実を図り、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。</p>	<p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉設等の適切な運営について追記 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実態に即した文言修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「父親の育児参加」は、育児は母親が行うものという前提での表現であるため文言を削除 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止に向け、相談体制を強化し、保護者への支援を明確化するため修正 <p>(時) (実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困は、経済的な問題のみならず、様々な問題が相互に関連しており、全庁的な対応が必要であることから、平成30年度に策定した「子どもの貧困対策計画」と整合を図りつつ、新たな「主な取組」として追加。 ※これまでは、【(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援】のなかで整理していたもの。

改正後（案）	現行	改正理由
<p data-bbox="151 226 991 256">第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</p>  <p data-bbox="151 401 1190 495">少子高齢化に加え、グローバル化や情報化の進展など社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境も、いじめの社会問題化や不登校の増加、インターネットを通じたトラブルなど、多くの課題を抱えています。</p> <p data-bbox="151 533 1190 695">これからの予測困難な時代の中で、子どもたちの健やかな成長は、私たち大人に課せられた重要な使命だと考えます。社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力を伸ばすなど、主体的に社会の課題を解決する力を含め、自分の人生を描き、どう切り拓いていくかという、生き抜く力の育成が一層重要となります。</p> <p data-bbox="151 705 1190 766">そこで、学校をはじめとする様々な教育機会を通じて、子どもたち一人ひとりの可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるよう、教育環境を整えます。</p> <p data-bbox="151 804 1190 903">また、子どもから大人まで、全ての市民が生涯を通じて生きがいを持ちながら豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動に気軽に楽しむ機会や新たな知識や技術などを身に付けることができる多様な学習機会の充実に取り組みます。</p> <p data-bbox="151 974 1190 1073">加えて、熊本城をはじめとする史跡、天然記念物など、本市の貴重な文化財を適切に保全な保存・調査研究・整備・活用に取り組むとともに、歴史や自然の学習などに活用します。</p> <p data-bbox="151 1144 284 1173">政策の体系</p> <div data-bbox="210 1220 1086 1610"> <p data-bbox="210 1220 1086 1318">学校教育における社会を生き抜く力の育成 地域に開かれた魅力的な学校づくり</p> <p data-bbox="210 1367 1086 1465">生涯を通じた学習・スポーツの振興 学びと活動の循環による人づくり</p> <p data-bbox="210 1514 1086 1610">文化の振興と継承</p> </div>	<p data-bbox="1207 226 2047 256">第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</p> <p data-bbox="1207 390 2246 520">少子高齢化、価値観の多様化、経済的格差の拡大など社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境についても、いじめの社会問題化や少年による重大事件、インターネットを通じたトラブルなど、多くの課題を抱えています。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。</p> <p data-bbox="1207 527 2246 688">このような中、規範意識や社会性、思いやりの心、自立心等を育み、生涯を通して健康で生きがいのある人生を求める意識の高揚とともに、社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力などの育成が重要となっています。また、学校はもとより、家庭や地域の教育力を高め、子どもたちの健やかな成長を支える仕組みづくりが求められています。</p> <p data-bbox="1207 695 2246 793">そこで、未来を担う子どもたちが、自らの力で未来へはばたくことができるよう、豊かな人間性や確かな学力、健やかな体などを備えた子どもたちを育成する教育を推進します。</p> <p data-bbox="1207 800 2246 898">また、保護者や子どもが相談しやすい体制の充実や、学習に集中できる学習環境の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちを育むための取組を進めていきます。</p> <p data-bbox="1207 905 2246 963">さらに、市民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を楽しむ機会の充実など生涯学習活動を支援します。</p> <p data-bbox="1207 970 2246 1031">加えて、熊本城をはじめとする史跡、天然記念物など、本市に残る貴重な文化財を適切に保全するとともに、歴史や自然学習などへの活用を図ります。</p> <p data-bbox="1207 1115 1347 1144">政策の体系</p> <div data-bbox="1228 1213 2178 1610"> <p data-bbox="1228 1213 2178 1312">学校教育における社会を生き抜く力の育成</p> <p data-bbox="1228 1360 2178 1459">生涯を通じた学習・スポーツの振興</p> <p data-bbox="1228 1507 2178 1610">文化の振興と継承</p> </div>	<p data-bbox="2267 296 2819 457">(時) ・国の第3期教育振興基本計画、新学習指導要領における基本的な考えを踏まえ、社会情勢の変化に伴い、必要となる施策の展開方針を総括的に記載</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																			
<p>第1節 学校教育における社会を生き抜く力の育成 地域に開かれた魅力的な学校づくり</p> <p>現状と課題 近年、交流人口の増加などによる国際化やAIなどの技術革新による超スマート社会（Society5.0）の到来などにより、本市の子どもたちを取り巻く環境は変化を続けています。また、不登校や特別な支援が必要な子どもたちの増加や安全確保などの様々な教育課題があります。</p> <p>このように社会が変化している中では、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進める必要があります。</p> <p>また、不登校への多様な学習環境の充実や個々の状況に応じた支援に加え、特別な支援が必要な子どもへのインクルーシブ教育の推進など、子ども一人ひとりを大切にする教育を進めていく必要があります。さらに、学校・家庭・地域社会の連携や教員の働き方改革を推進しながら、安全で安心して学ぶことのできる良好な教育環境の充実に努める必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 徳・知・体の調和のとれた教育の推進 主体的に考え行動する力を育む教育の推進 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進 安全で良好な教育環境の整備 最適な教育環境の整備 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="189 1150 1163 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較</td> <td>小学6年生</td> <td>▲0.6</td> <td>0.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中学3年生</td> <td>1.2</td> <td>1.6</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	▲0.6	0.2	1.0	中学3年生	1.2	1.6	2.0	<p>第1節 学校教育における社会を生き抜く力の育成</p> <p>現状と課題 家庭や地域の環境変化、自然体験活動の機会等の減少など様々な要因により、子どもたちの規範意識の低下や社会性の不足、学習意欲の低下傾向などが指摘されており、体力も依然として低い水準にあります。また、少子化や地域のつながりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下するとともに、学校においても、いじめや不登校、子どもたちの安全確保などの教育課題が生じています。</p> <p>そこで、豊かな人間性や確かな学力、健やかな体づくりなど、社会を生き抜くたくましさや備えた子どもたちを育成するために、子どもたちへの支援の充実、教職員の指導力向上を図る必要があります。また、学校・家庭・地域社会の連携を図りながら、子どもたちが個性や能力を伸ばすことのできるような学校教育や安全で良好な教育環境の充実に努める必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 徳・知・体の調和のとれた教育の推進 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進 安全で良好な教育環境の整備 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1246 1117 2226 1335"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較</td> <td>小学6年生</td> <td>▲0.6</td> <td>0.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中学3年生</td> <td>1.2</td> <td>1.6</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	▲0.6	0.2	1.0	中学3年生	1.2	1.6	2.0	<p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校の増加などの現状を鑑みると、全ての児童生徒が安全・安心に楽しく学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく必要がある。子どもたちにとって魅力的な学校はまずもっての目的であり、節のタイトルも含め、全面的に改正。 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> これからの予測困難な時代潮流を踏まえると、経済協力開発機構（OECD）の「Education 2030」のコンセプトであるエージェンシーは重要な考え方。よって、基本方針の第1に位置付ける。 <p>エージェンシー 「自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力」</p>
			単位	検証値																																	
	H27	H31		H35																																	
全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	▲0.6	0.2	1.0																																	
	中学3年生	1.2	1.6	2.0																																	
	単位	検証値																																			
		基準値	H27	H31	H35																																
全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	▲0.6	0.2	1.0																																	
	中学3年生	1.2	1.6	2.0																																	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 学校教育における社会を生き抜く力の育成 地域に開かれた魅力的な学校づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進 主体的に考え行動する力を育む教育の推進</p> <p>2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進</p> <p>3 安全で良好な教育環境の整備 最適な教育環境の整備</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 豊かな心を育む教育の推進 自ら学びに向かう力を育む教育の推進</p> <p>(2) 確かな学力を育む教育の推進 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</p> <p>(3) 健やかな体を育む教育の推進 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進</p> <p>(4) 教員が子どもと向き合う時間の拡充 多様な教育的ニーズに対応した支援の拡充</p> <p>(5) 教育相談体制の充実</p> <p>(6) 特別支援教育の推進</p> <p>(7) 最適な学習環境の整備 地域社会と連携した教育環境の整備</p> <p>(8) 子どもたちの身近な安全対策の充実 働き方改革の推進</p> <p>(9) 家庭や地域社会との連携の強化 安全・安心な学校づくりの推進</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 学校教育における社会を生き抜く力の育成</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進</p> <p>2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進</p> <p>3 安全で良好な教育環境の整備</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 豊かな心を育む教育の推進</p> <p>(2) 確かな学力を育む教育の推進</p> <p>(3) 健やかな体を育む教育の推進</p> <p>(4) 教員が子どもと向き合う時間の拡充</p> <p>(5) 教育相談体制の充実</p> <p>(6) 特別支援教育の推進</p> <p>(7) 最適な学習環境の整備</p> <p>(8) 子どもたちの身近な安全対策の充実</p> <p>(9) 家庭や地域社会との連携の強化</p>	<p>(時)</p> <p>・国の第3期教育振興基本計画、新学習指導要領における基本的な考えを踏まえる。また、平成30年に策定した「教員の時間創造プログラム」の働き方改革等、必要となる施策を修正。</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 自ら学びに向かう力を育む教育の推進】 ア 学校教育全体を通じて子どもの意欲・関心を高めるとともに、主体的に社会の課題を解決することのできる人づくりを推進します。 イ 教育ICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行い、学力の向上を図ります。 ウ それぞれの中学校区の特徴に応じた小中一貫教育や小中連携教育を推進することにより、学力向上と児童生徒指導の充実を図ります。 エ 校内研修や派遣研修などを実施するとともに、教員などの資質向上に関する指標を目指した教職員の育成を強化し、教職員の指導力の向上を図ります。</p> <p>【(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進】 ア 感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育の充実を図りさせます。 イ 人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに、他の人を大切にすることを図りさせます。 ウ 生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、子どもの基本的な生活習慣を育成するとともに、食育を推進します。 エ 運動の楽しさに触れ、運動習慣の確立につながるような取組を進め、子どもたちの体力の向上を図ります。 オ 産婦人科医などの専門家による講演を学校で実施し、いのちを守る教育を充実させます。</p> <p>【(3) 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進】 ア 各学校の活動を持続可能な開発のための教育（ESD）の視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進します。 イ 社会的・職業的自立に向けた力などを育むために、キャリア教育、自然体験や勤労体験などの体験的学習の充実を図りさせます。 ウ 必由館高校、千原台高校、総合ビジネス専門学校について、独自性と専門性を高め、質の高い教育を実現するよう、抜本的な改革を行います。</p> <p>【(4) 教育相談体制の充実多様な教育的ニーズに対応した支援の拡充】 ア いじめや不登校などの教育に関する相談に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携を図りながら、課題解決に取り組みます。 イ 未来を担う人材の育成のため、返還不要の市独自の奨学金制度を設けます。</p> <p>【(5) 特別支援教育の推進】 ア 特別な教育的支援を要する子どもたちに適切な支援を行うため、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用などを通して、支援体制の充実を図ります。 イ 市立特別支援学校高等部及び小・中学部の整備を進めます。 イ 本市における特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援学校の拠点的功能を充実させます。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 豊かな心を育む教育の推進】 ア 感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育の充実を図ります。 イ 社会的・職業的自立に向けた力と豊かな人間性を育むために、キャリア教育、自然体験や勤労体験などの体験的学習の充実を図ります。 ウ 人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに、他の人を大切にすることを図ります。</p> <p>【(2) 確かな学力を育む教育の推進】 ア 少人数学級や少人数指導など、きめ細かな指導を通して、自ら学ぶ楽しさや分かる喜びのある授業づくりを進め、学力の向上を図ります。 イ 校内研修や派遣研修などを実施するとともに、本市を担う若手教職員の育成を強化しながら、教職員の指導力の向上を図ります。 ウ 国際理解、ICTの活用能力や環境など、社会の変化に対応した教育を充実させ、子どもたちの意欲・関心を高めるとともに個性や能力を伸ばします。</p> <p>【(3) 健やかな体を育む教育の推進】 ア 生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、子どもの基本的な生活習慣を育成するとともに、食育を推進します。 イ 運動の楽しさに触れ、運動習慣の確立につながるような取組を進め、子どもたちの体力の向上を図ります。</p> <p>【(4) 教員が子どもと向き合う時間の拡充】 ア 学校を取り巻く様々な課題解決の支援を行う体制を充実させ、教員が子どもと向き合う時間の拡充を図ります。 イ 学校におけるマネジメント力を強化するための新任管理職を中心とした研修プログラムや、校務支援の充実を図るなど、効果的・効率的な学校運営を推進します。</p> <p>【(5) 教育相談体制の充実】 ア いじめや不登校等の教育に関する相談に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携を図りながら、課題解決に取り組みます。</p>	<p>(時) (実) ・事業の実態に即し、教育ICTの活用や小中一貫教育の推進等について追記</p> <p>(時) (公) ・いのちを守る教育について追記</p> <p>(時) (公) ・高校等改革と持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を追記</p> <p>(時) (公) ・奨学金制度について追記</p> <p>(時) (公) ・特別支援学校の拠点的功能について追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(6) 地域社会と連携した教育環境の整備】 ア 子どもたちが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう、学校規模の適正化や校区の見直し・弾力化を進めます。 イ 地域の実態に応じたより良い学校運営ができるよう、学校支援ボランティア制度などの活用を通して、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。 ウ 家庭や地域との連携による授業や体験活動、学校行事などを行い、開かれた学校づくりを進めます。</p> <p>【(7) 働き方改革の推進】 ア 教員の働き方改革と学校を取り巻く様々な課題解決に取り組み、質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、教員が子どもと向き合う時間を拡充を図ります。 イ 学校におけるマネジメント力を強化するための新任管理職を中心とした研修プログラムや、校務支援の充実を図るなど、効果的・効率的な学校運営を推進します。</p> <p>【(8) 安全・安心な学校づくりの推進】 ア 校舎などの老朽化対策、施設・設備の改善を図ることにより、安全で良好な学習環境を整備を進めます。 イ 学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、地域社会や関係機関と連携して、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、防災教育などの安全教育の充実を図りさせます。</p>	<p>【(6) 特別支援教育の推進】 ア 特別な教育的支援を要する子どもたちに適切な支援を行うため、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用などを通して、支援体制の充実を図ります。 イ 市立特別支援学校高等部及び小・中学部の整備を進めます。</p> <p>【(7) 最適な学習環境の整備】 ア 小中学校のエアコン整備や校舎の老朽化対策、施設の改善により、安全で良好な学習環境の整備を進めます。 イ 子どもたちが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう、学校規模の適正化や校区の見直し・弾力化を進めます。</p> <p>【(8) 子どもたちの身近な安全対策の充実】 ア 学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、地域社会や関係機関と連携して、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、防災教育などの安全教育の充実を図ります。</p> <p>【(9) 家庭や地域社会との連携の強化】 ア 地域の実態に応じたより良い学校運営ができるよう、学校支援ボランティア制度などの活用を通して、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。</p>	<p>(実) (公) ・新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」を実現するため、開かれた学校づくりについて追記</p> <p>(時) (公) ・平成30年3月に策定した「学校改革！教員の時間創造プログラム」での取組内容を記載</p> <p>(時) 社会情勢の変化に合わせ、基本方針、政策の体系の全面的な変更に伴う修正</p> <p>(文) 基本方針、政策の体系の全面的な変更に伴い項目を削除</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																				
<p>第2節 生涯を通じた学習・スポーツの振興 学びと活動の循環による人づくり</p> <p>現状と課題 変化し続ける社会の中で、人生100年時代を心豊かに生きがいを持って暮らしていくためには、一人ひとりの意思によって、自分に適した手段・方法を選択し、生涯にわたって学び続けることが重要となっています。そのためには、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、拠点となる社会教育施設の効果的な活用の重要性は高まっています。また、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受け、家庭教育を行う困難さが指摘されています。生涯にわたって学び続けるにあたっては、個々の学習歴を継続的な学びにつなげ、その成果を仕事や普段の生活、地域での活動などにかつことのできる仕組みづくりが必要となります。そこで、市民の学習ニーズに常に対応できるよう生涯学習関連施設の柔軟性や拡張性の機能を強化するとともに、大学などと連携を深めることにより、学習者の求めに応じ、いつでも・どこでも・何度でも学べるような学習機会を提供します。さらに、家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、地域社会などと連携し、親子の育ちを支援します。また、市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進と市民が豊かなスポーツライフを送ることができるための環境整備や情報発信を進める必要があります。</p> <p>基本方針 1 生涯学習社会の構築 多彩な学習機会の提供と創造 2 生涯スポーツの振興</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="172 1176 1157 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去1年間に生涯学習を行った市民の割合</td> <td>%</td> <td>28.6</td> <td>40</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合</td> <td>%</td> <td>53.5</td> <td>58</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 生涯学習とは人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や、公民館における講座などの社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、趣味、ボランティア活動などにおける様々な学習活動のこと</p>		単位	検証値			H27	H31	H35	過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40	50	週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58	62	<p>第2節 生涯を通じた学習・スポーツの振興</p> <p>現状と課題 地域社会の抱える課題が複雑化・多様化する中、心の豊かさや生きがいのための学習、新たな知識や技術の習得など、様々な学習活動の機会や、生涯にわたりスポーツを親しむことができる機会の充実を求める市民のニーズが高まっています。そこで、市民の生活向上や自己の充実・啓発のため、多様な学習機会の提供を行うとともに、学習の成果を適切に社会にかつ仕組みづくりが必要となります。また、市民が豊かなスポーツライフを送ることができるための環境整備や情報発信を進める必要があります。</p> <p>基本方針 1 生涯学習社会の構築 2 スポーツの振興</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1176 2226 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去1年間に生涯学習を行った市民の割合</td> <td>%</td> <td>28.6</td> <td>40</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合</td> <td>%</td> <td>53.5</td> <td>58</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 生涯学習とは人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や、公民館における講座等の社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、趣味、ボランティア活動などにおけるさまざまな学習活動のこと</p>		単位	検証値			H27	H31	H35	過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40	50	週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58	62	<p>(時) (実) (公) ・節のタイトルについて、生涯学習の基本理念に変更 ・時代潮流・社会情勢の変化、国のスポーツ基本計画などを基に修正</p> <p>(時) (文) ・社会情勢の変化に合わせ、項目の構成も含め修正</p>
			単位	検証値																																		
	H27	H31		H35																																		
過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40	50																																		
週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58	62																																		
	単位	検証値																																				
		H27	H31	H35																																		
過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40	50																																		
週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58	62																																		

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>生涯を通じた学習・スポーツの振興 学びと活動の循環による人づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 生涯学習社会の構築 多彩な学習機会の提供と創造</p> <p>2 スポーツの振興</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 生涯学習環境の整備 学びの機会の提供と創造</p> <p>(2) 図書館・博物館の機能充実 生涯学習関連施設の機能充実</p> <p>(3) 青少年の健全育成</p> <p>(4) スポーツ機会の充実</p> <p>(5) 競技力の向上</p> <p>(6) スポーツ施設の整備・機能充実</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 学びの機会の提供と創造】</p> <p>ア 熊本の歴史や風土など、地域の特性をいかした講座や、生涯学習関連施設の機能をいかした、様々な世代の学び直しを支援するセミナーなど、多彩で体系的な学習機会を提供します。</p> <p>イ ICTを活用した学習機会の提供を進め、生涯学習関連施設に向くことが難しい人でも学習できるよう、学習環境を整備します。</p> <p>ウ 市民による市民のための学習活動を支援する仕組みづくりに向け、大学や民間教育事業者をはじめとする、多様な教育の担い手との連携強化に努めます。</p> <p>【(2) 生涯学習関連施設の機能充実】</p> <p>ア 公設公民館の役割を整理し、機能を充実させることにより、住民が積極的に活用できる施設とします。</p> <p>イ 図書資料の充実・サービスの向上などに取り組み、読書しやすい環境の整備を進めます。また、読書活動啓発の取組を進め、読書活動の振興を推進します。</p> <p>ウ 博物館の運営や活動の充実と向上を図り、社会教育施設としての機能を高めます。また、特別展・企画展の開催や、学校教育、他関連施設との連携により魅力ある博物館をつくりま。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>生涯を通じた学習・スポーツの振興</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 生涯学習社会の構築</p> <p>2 スポーツの振興</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 生涯学習環境の整備</p> <p>(2) 図書館・博物館の機能充実</p> <p>(3) 青少年の健全育成</p> <p>(4) スポーツ機会の充実</p> <p>(5) 競技力の向上</p> <p>(6) スポーツ施設の整備・機能充実</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 生涯学習環境の整備】</p> <p>ア 民間団体などとのネットワークの強化を図り、多様な学習情報の収集・提供に努めます。</p> <p>イ 家庭教育に関する講座など市民のニーズに応じた学習機会を積極的に提供します。</p> <p>ウ 公民館などにおいて市民が学習成果をいかせる機会や場を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動を支援します。</p> <p>【(2) 図書館・博物館の機能充実】</p> <p>ア 図書資料の充実・サービスの向上などに取り組み、読書しやすい環境の整備を進めます。また、読書活動啓発の取組を進め、読書活動の振興に努めます。</p> <p>イ 博物館のリニューアルを実施し、展示環境の改善や展示内容の充実を図ります。また、市民のニーズに対応した企画展の開催や、県・学校などと連携した事業展開により魅力ある博物館を目指します。</p>	<p>(時) (文)</p> <p>・社会情勢の変化に合わせ、項目の構成も含め修正</p> <p>(時) (公)</p> <p>・国の第3期教育振興基本計画の基本方針を踏まえ、関係機関等と連携することにより、いつでも・どこでも・何度でも学べるような環境整備について追記</p> <p>(時) (公)</p> <p>・公設公民館について追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 青少年の健全育成】</p> <p>ア 地域住民やNPOなどとの連携・協力により、中学生の地域交流や冒険遊び場（プレイパーク）の開催など、青少年の体験・交流活動の充実を図ります。</p> <p>イ 「家庭教育地域リーダー」などの人材の育成と活躍できる場の提供に取り組むとともに、関係機関・団体などとの連携により、家庭教育プログラムの充実を図ります。</p> <p>ウ 児童が放課後などを安全・安心に過ごすため、放課後児童クラブの充実を図るとともに、子どもの実情に応じた学習拠点のあり方を検討します。</p> <p>【(4) スポーツ機会の充実】</p> <p>ア 多様なスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。</p> <p>イ 市民が気軽に参加できる市民参加型スポーツイベントの充実を図ります。</p> <p>【(5) 競技力の向上】</p> <p>ア 競技団体などの指導者養成を支援するとともに、スポーツリーダー（指導者）の派遣により、スポーツ愛好者から競技者まで個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。</p> <p>イ 市民が一流のアスリートとふれあう機会を創出するとともに、指定管理施設におけるスポーツ教室の実施などにより競技力の向上を図ります。</p> <p>【(6) スポーツ施設の整備・機能充実】</p> <p>ア 既存スポーツ施設の機能改善により、多様化するスポーツコンベンションや市民ニーズへの対応及び市民の利便性の向上を図ります。</p> <p>ア 多様化する市民ニーズに対応するために、既存スポーツ施設の機能改善を図ります。</p> <p>イ 公共施設予約システムの有効活用により、市民の利便性向上を図ります。</p>	<p>【(3) 青少年の健全育成】</p> <p>ア 中学生の地域交流や冒険遊び場（プレイパーク）の開催など、地域交流の機会や活動拠点の充実を図ります。</p> <p>イ 児童が放課後などを安全安心に過ごすため、放課後児童クラブの充実を図ります。</p> <p>【(4) スポーツ機会の充実】</p> <p>ア 多様なスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。</p> <p>【(5) 競技力の向上】</p> <p>ア 競技団体等の指導者養成を支援するとともに、スポーツリーダー（指導者）の派遣により、スポーツ愛好者から競技者まで個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。</p> <p>【(6) スポーツ施設の整備・機能充実】</p> <p>ア 既存スポーツ施設の機能改善により、多様化するスポーツコンベンションや市民ニーズへの対応及び市民の利便性の向上を図ります。</p> <p>イ 公共施設予約システムの有効活用により、市民の利便性向上を図ります。</p>	<p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成について、多様化する家庭環境に対し、地域全体で支えられるよう、関係機関等との連携を図ることを追記 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民スポーツイベントに対する市民意識の変化による修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一流アスリートとの交流機会の増加、指定管理者制度の有効活用を図るため追記 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツコンベンションを目的とした施設整備はおおむね完了しているため、「スポーツコンベンション」を削除

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第3節 文化の振興と継承</p> <p>現状と課題 本市は、一人ひとりが心の豊かさを実感できる潤いのある暮らしの実現を目指し、文化振興に関する様々な取組を進めてきました。 また、本市には、特別史跡熊本城跡や史跡池辺寺跡など多くの歴史的文化遺産があり、それらの調査研究を進めるとともに、計画的な保存・整備・活用に努めてきました。 そのような中、熊本地震により、熊本城をはじめ多くの文化財が甚大な被害を受けました。 しかし、これらの復旧過程もまた、熊本城などの調査研究が大きく進展する機会ととらえ、崩壊した石垣や出土物などの調査研究を進め、研究成果や復旧の記録などを広く公開・発信していきます。 地域のつながりを大切にする中、市民一人ひとりが文化に親しめるよう、伝統文化の継承や新たな文化芸術に触れ合う機会の提供が必要となっています。 今後とも市民と協働して、文化財のについては、調査研究、適正な保存・整備・活用に取り組むとともに、関係機関との連携を図り、本市の歴史的文化遺産を広くいかしていく必要があります。 文化芸術の継承・発信については、行政はもとより民間の自由な発想をいかすとともに、市民自らが取り組んでいくことが必要となります。今後は、有形無形の文化財などの活用や文化芸術活動の支援を充実させることで、文化をいかしたまちづくりを推進していきます。</p> <p>基本方針 1 文化の振興 2 文化財の調査研究、適正な保存・整備・活用</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 1182 1178 1325"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化に親しんでいる市民の割合</td> <td>%</td> <td>35.7</td> <td>46</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンサートや演劇・舞踊などの鑑賞、茶道・華道・舞踊などの習い事、公民館講座などへの参加、熊本城などの名所旧跡や美術館・図書館などを訪れる、又は、文化芸術活動の指導を行っているなど</p>		単位	検証値			H27	H31	H35	文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50	<p>第3節 文化の振興と継承</p> <p>現状と課題 本市は、一人ひとりが心の豊かさを実感できる暮らしの実現を目指し、文化振興に関する様々な取組を進めてきました。 また、本市には、特別史跡熊本城跡や池辺寺跡など多くの歴史的文化遺産があり、それらの調査・研究を進めるとともに、計画的な保存・整備・活用に努めてきました。 地域のつながりを大切にする中、市民一人ひとりが文化に親しめるよう、伝統文化の継承や新たな文化芸術に触れ合う機会の提供が必要となっています。 今後とも市民と協働して、文化財の適正な保存・整備・活用に努めるとともに、関係機関との連携を図り、本市の歴史的文化遺産を広くいかしていく必要があります。</p> <p>基本方針 1 文化の振興 2 文化財の適正な保存・整備・活用</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1182 2237 1325"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化に親しんでいる市民の割合</td> <td>%</td> <td>35.7</td> <td>46</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンサートや演劇・舞踊等の鑑賞、茶道・華道・舞踊などの習い事、公民館講座などへの参加、熊本城などの名所旧跡や美術館・図書館等を訪れる、又は、文化芸術活動の指導を行っているなど</p>		単位	検証値			H27	H31	H35	文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50	<p>(復) (公) ・文化をいかしたまちづくりを通し、より充実した生活ができるよう目指す視点を追記、修正 ・熊本地震からの復旧過程での調査研究成果の活用の方向性を追記</p> <p>(文) ・上記「現状と課題」に合わせ「調査研究」を追記</p>
			単位	検証値																								
	H27	H31		H35																								
文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50																								
	単位	検証値																										
		H27	H31	H35																								
文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>文化の振興と継承</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 文化の振興</p> <p>2 文化財の適正な調査研究・保存・整備・活用</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 文化活動の支援</p> <p>(2) 歴史的文化遺産の調査研究・保存・整備・活用</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 文化活動の支援】</p> <p>ア 伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行い、次代の担い手の育成に取り組みます。</p> <p>イ 地域の公民館や学校などで、邦楽や伝統工芸などの出張公演を行うことで、文化芸術に接する機会の少ない人たちに鑑賞機会を提供します。</p> <p>ウ 市民会館や現代美術館などの文化施設及び熊本城ホールにおいて、魅力あるコンサートや企画展、講演会などを開催し、文化芸術の発信基地と位置づけた管理運営を行います。</p> <p>エ 地域の文化団体などとの連携により新たな文化芸術文化を創造し、これをいかしたまちづくりに取り組みます。</p> <p>【(2) 歴史的文化遺産の調査研究・保存・整備・活用】</p> <p>ア 市民共有の歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し、後世に継承していきます。</p> <p>イ 貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。</p> <p>ウ 熊本城跡を総合的に調査研究し、その調査研究成果について広く情報発信を行います。</p> <p>エ 特別史跡となった千葉城地区（J T跡地、NHK跡地）について、熊本城千葉城地区（J T跡地、NHK跡地）保存活用基本構想を踏まえ、保存、整備、活用に取り組みます。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>文化の振興と継承</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 文化の振興</p> <p>2 文化財の適正な保存・整備・活用</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 文化活動の支援</p> <p>(2) 歴史的文化遺産の保存・整備・活用</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 文化活動の支援】</p> <p>ア 伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野において、次代の担い手の育成に取り組みます。</p> <p>イ 地域の公民館や学校等で、邦楽や伝統工芸などの出張公演を行うことで、文化芸術に接する機会の少ない人たちに鑑賞機会を提供します。</p> <p>ウ 市民会館や現代美術館等の文化施設において、魅力あるコンサートや企画展、講演会などを開催し、文化芸術の発信基地と位置づけた管理運営を行います。</p> <p>エ 地域の文化団体などとの連携により新たな芸術文化を創造し、これをいかしたまちづくりに取り組みます。</p> <p>【(2) 歴史的文化遺産の保存・整備・活用】</p> <p>ア 市民共有の歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し、後世に継承していきます。</p> <p>イ 貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。</p> <p>ウ 熊本城跡を総合的に調査研究し、その調査研究成果について広く情報発信を行います。</p>	<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状と課題」に合わせ「調査研究」を追記 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本城ホールにおける自主事業の実施方針などを踏まえ、「文化芸術の発信基地」となる施設に同ホールを追記 <p>(復) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「現状と課題」に合わせ「調査研究」を追記するとともに、千葉城地区の取得、保存、整備、活用についても追記